

# 開発行為により設置される公園・緑地（公共用地）の管理協定について

都市計画法29条に基づく非自己用の開発行為により設置する公園緑地については、市へ帰属することになりますが、地域の住民がより利用しやすく、地域まちづくりの拠点として活用できるように、地域住民や町内会等と日常の管理を主体とする管理協定を締結することを基本とする。

